

H17.11.29三位一体の改革に関する共同記者会見
概要

日 時：平成 17 年 11 月 29 日（火）20:00 ~ 20:40
場 所：都道府県会館 6 階知事室
会見者：全国知事会会長 麻生 渡
：全国市長会会長 山出 保
：全国町村会会長 山本 文男

麻生全国知事会会長

今回の補助金・負担金改革については、私達は 5 点の重点戦略目標を立て、これを一貫して主張してきた。第 1 点は、3 兆円の税源移譲。しかもそれは、住民税のフラット化というやり方で行うということであるが、今日出された結果を見るとこのような 3 兆円の税源移譲という条件が整ったと考えられる。3 兆円という非常に大規模な税源移譲が基幹税制で行われるということは、画期的な事でありこれに目処がついたということは非常に大きいと考えられる。

第 2 番目に、私達が主張していたのは、生活保護であり、これを対象に加えるべきではないと非常に強く主張し、全国の自治体がそのための意思表示をしていた。色々な経緯があったが、結局、生活保護は対象にしないということになった訳で、この点も大変良かった。

3 番目の点は、施設費を対象にすべきであるということをお願いしてきた訳だが、これについては、詳細がよく分からないが、いずれにしても施設費を対象にしたということである。今後のことを考えると、非常に大きな前進になる。

4 番目の点については、義務教育の問題については、二つの側面がある。一つは 8,500 億円の義務教育国庫負担金がこれまで削減については暫定措置であった。今回はこれが暫定措置ではなく、恒久措置になったという意味では、大きな前進である。その移譲方式については、我々は一般財源化ということを一貫して強く主張してきた。これについては、誠に残念であるけれども、3 の 1 という負担率の引き下げという形で移譲が行われるという方針が示されている。この点は誠に今までの長い議論の経緯を考えると、私ども、特に山本会長は残念であるだろうと思っている。

5 番目は、実際に、厚生労働省の項目を見ると、負担率の変更を行って地方側の負担率を上げて、それを税源移譲をするという形になっているが、中身は我々の自由度が増えるという項目が少ない。我々の提案した項目があまり採用されていないという意味で、今回の三位一体の改革の本来の目的からすると、

この点については残念な点が残ってしまった。

山出全国市長会会長

我々は、生活保護の点について、これが俎上に載ってくるということであれば、三位一体改革の体をなさないということを思って、かねがねこのことについて反対してきた訳であるが、これが地方の声を聞いて下さったという点で良かったと思う。

もう一つは、施設の補助金について、かねてから国債対象だから税源移譲になじまないという議論があった訳であるが、そういう中で、施設の補助金について税源移譲が行われるという点では、風穴を開けることが出来たという点で、良かったと思う。そうしたことに加えて、平成16, 17, 18で3兆円の税源移譲ということになるということで、こういう点からも良かったと思う。

ただ、三位一体改革の本筋というのは、地方の自由度を高めるための国庫補助金の廃止・縮減であって、補助率を引き下げるということとは、いささか趣旨が違う。そういう点で、なお問題を残していると思っている。

山本全国町村会会長

今日は、内示決定みたいなものであり、政治決定は1日、2日先になると思うが、その内示の内容から考えると今までは問題点が二つあった。1つは生活保護、もう1つは義務教育である。生活保護は、私達の方から提案したものである訳で、厚生労働省側から出されてきたものであるが、これがどうなるかによって、三位一体の改革はうまくいかいかないかという1つの支配権みたいなものを持っている感じがあった。だが、本来の三位一体の改革の本旨から行けば、道はずれているのではないかと思う。麻生全国知事会会長、山出全国市長会会長が強力にこれについて、政府側を説得した結果、厚生労働省としては、生活保護全体としては移譲することをやめる。ただ、その他の手当について移譲することになったのは、ご承知のとおりである。言い換えると、当然のことを計画して作ったわけであり、その計画どおりにやってくれば問題はなかったわけであるが、厚生労働省は厚生労働省としての自分達の職務の遂行上、考えた上であのように言われたかもしれないが、厚生労働省の仕事というのは、国と地方が協力をしなければ、円滑な運営が出来ないことは十分に承知しているはずである。もしここで、地方と国がぎちぎちの間柄になった場合、これからの厚生労働行政を進めていくうえで支障が出てくる。それらを十分認識しながら検討した結果、先程からお話があったような結果になったと私は思っている。厚生労働省側の対応については、私達としては満足とは言えないが、まだまだ十分検討していかなければならないところがたくさんあると思うが、

やむを得ないと思う。

それから義務教育について、私達地方は、ただ税源移譲をするために義務教育費を地方に税源移譲しろと言っている訳ではない。言い換えれば、地方分権の時代であり、地方が本当の意味での分権を完遂するまでは色々な努力をしなければならぬのは言うまでもない。そこで私達は、義務教育をまず地方に移すに当たって、新たな角度から見た地方分権を作り上げていこうとそういう狙いを義務教育には定めていた。ところが、正式な場で話を承ったわけではないが、この国が負担している人件費、2兆5千億円のうち、3分の1を地方へ移譲するのであれば、小学校、中学校一緒にした人件費を、地方へ移譲するというような話である。よって、私どもが当初考えていたものとはかなり違う。例えば、中学校の8,500億円を移譲すると、分権がある意味では少し進んでいくのだが、全体をして3分の2ということになると、分権にはならない。それでは権限が移ってこない。この補助金も持っている権限が移ってこないで、非常に残念だなと思う。しかしそれはそれなりに政府側も検討した上で、出されたものであると思うが、いずれにしてもこういう画期的なことをやるという場合は、本旨に則って実現させることは大事なことであると思う。私達の願いが十分届かなかったことについては少し不満が残る。しかし、そこまで来たので、お互いが役割分担の上に立って、協力し合って、新しい時代を築いていくということについて、私どもは反対することはできない。また、やらなければならないことはたくさん残っているのだから、今回は不満もたくさん残っているが、まずやむを得ないのかなと思っている。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

- - - - - 質疑・応答 - - - - -

A社

義務教育について、仮に今回3分の1になったとしても、2期改革以降も移譲・削減を求めていくかどうか。また、厚生労働省の案の中で、児童扶養手当の比率が変わっているが、全国知事会としての評価はどうか。

麻生全国知事会会長

二つ目の質問については、うれしくない。中身については負担率を変えるということで地方側の負担を増やしている。それについては、税源移譲をするのであるが、その結果として我々の自由度が増えるという業務の性格でないという項目であるので、我々が求めるようなもっと別の項目にしてもらいたかったという意味で、そんなに喜んでいない訳ではない。

1つ目の質問については、まだ攻防戦の真っ最中であり、どういう最終的な決着になっていくか分からない。ただ我々は、これまでの一般財源化ということを進めてきたが、その流れの方向は変わらないようにしていかなければならない。一方で、文部科学省が色々なことを言っているようであり、最終的な文部科学省の主張点を見なければ、簡単に言えない。

B社

明日、国と地方の協議の場がある訳だが、こちらの中身について受諾をされる意向なのかどうか。また、去年の政府・与党案について、梶原前会長は60点とギリギリの合格点と評価されたが、同じ60点を合格とした場合に何点と麻生会長は評価されるか。

麻生全国知事会会長

後段の質問について、点数は言わない。前段の質問について、我々として不満な点は確かにあるが、全体としては、3兆円という歴史上、分権史上ないような税源移譲は進んだ。すったもんだしたが、大混乱・大危機に陥る可能性のあった生活保護はパスということに成功したので、そういう点を考えると、全体としての分権を進めていくという上では、一つの大きな前進になりつつあると考えて良いと思う。

C社

今後の中教審の参加問題等について。中教審の場でそれを主張していくのか。

麻生全国知事会会長

それはさっきの質問ではないのか。中教審ではこの議論はいったん終わったことになっている。それをむしかえされるということにはならないと思う。他の色々な協議項目については、やると思うけれども、あのような議論をもう一度中教審でやるということにはならないと思う。

C社

山本会長は義務教育について分権にはならないとのことだが、麻生会長はこの点について。

麻生全国知事会会長

今回の義務教育の問題は、そもそも8,500億円を暫定措置として、移管をするとなっていたが、恒久的な措置として移管ということについては、強烈的な反対があった。恒久的に地方側に移すということになったことについては、我々

は成功したわけである。ただ、移管の方法として一般財源化という主張に対して、3分の1しかないというのは、我々の今までの一貫した主張が認められなかったとして残念である。

D社

児童扶養手当と児童手当であるが、これも今まで反対してきた生活保護と同じ法定受託事務であるのだが、金額もあわせて3,000億円ぐらいあるわけで、厚生労働省の負担分の中でかなり高いウエイトを示すわけであるが、生活保護同様にダメだという姿勢ではないのか。

麻生全国知事会会長
違う。

D社

そのあたりはどういう理由なのか。

麻生全国知事会会長

それは、生活保護については、今までずっと議論して、我々の議論が受け入れられないという格好で、一方的に打ち切られた訳であるが、そういうような経緯を考えるとあのやり方はあまりにも乱暴すぎる。制度の本質論をなしにやろうとしている状態である。かつ生活保護の問題は、ナショナルミニマムとしてなんとしても維持していかなければならない事柄の性格であるから、あんなにせめぎ合っていた。児童扶養手当も同じような性格のものを持っているが、ナショナルミニマムという意味での程度の問題、制度の大きさという点から見るとやはり生活保護とは違う。

A社

生活保護について、昨日から本日の流れとして、なんとなく入りそうな雰囲気もあったのだが、それが実際入らなかった。これは何が決め手となったのか。

麻生全国知事会会長

いずれにしても、今日の昼から緊急記者会見をしようとして設定した頃は、どうにもならないということで、緊急記者会見をしてもう一度強いアピールをしなければならないという状況下にあると判断していたのだが、その後、事態が動いて、それをすべきかどうかと再判断をするという状況になった。どのような動きなりが働いて、いつの時点でどうなったのかは私達も分からない。ただいずれにしても今回の改革の中で、総理の一貫したリーダーシップというの

が非常に大きかったと思う。

E 社

義務教育費を巡っては、身近な住民が税負担をすることによって、より教育行政に責任を持った住民が育つという主張が中教審の中でなされてきたが、今回の 3 分の 1 の引き下げということで考えると、住民が税負担するという点では石井知事が主張されてきた点と同じ結果が得られると思うが、この点については麻生会長としては。

麻生全国知事会会長

その点については、冒頭と 2 回の質問と 3 回答えている。

山本全国町村会会長

例えば、中学校分だけを地方に移しても、3 分の 1 にしても同じ事である。財源がこっちに移ることについては変わらない。ただ、私がさっき話したように、最初、我々が中学校の教職員の給与の 2 分の 1 である 8,500 億円を移せと、中学校分だけを移せと言っているのである。それを小中学校あわせて 2 兆 5 千億円であるから、それを 3 分の 1 にすると 8,500 億円になるわけである。図らずも金額は一緒になる。しかし、それではさっきも言ったように分権をするためのきっかけを作ることができなくなる。だから私はその点は不満であると言っている。ただ地方へ移したからといって、8,500 億円の中学校分だけに移ったら地方が税金で負担をしなければならないということにはならない。この 8,500 億円は現在国が負担しているわけだから、それがただ地方に移るわけだから同じ事である。地方が出すか国が出すかということだけである。3 分の 1 になったら、財源を住民が負担しないで済むという論理はないと思う。同じことである。どちらにしても地方にはその相当額がいくわけであるから、住民が改めて、その分を税金で負担するというのはいない。新たな財源負担をするということはない。

F 社

先程全体の感想として、一つの大きな前進であるが、まだまだ不満な点があると、今後、分権を進めて行くに当たって、国や政府にどのような点を訴えかけていく決意があるか。

麻生全国知事会会長

その点は、前回の国と地方の協議の場で、重点 5 項目の最後の項目で、最後の分権改革を続けていくと求めている。今日の所では、我々の形がどのような

形で国側に受け止められて確認されることになるかは分からない。従って、明日、あるいは明後日の国と地方の協議の場もしくはそれまでの間において、今後とも協議の場を進めていくんだということを何らかの形で確認をするということが非常に重要になってくる。

山本全国町村会会長

今は、地方と国との接触の場は、「国と地方の協議の場」しかない。だから、これをずっと継続して頂いて、地方分権をやるためにこうして欲しいと地方側から国に強力に申し込んでいく、そして継続していくことが地方側の課題である。それを実現するために努力していかなければならない。

山出全国市長会会長

税源移譲 3 兆円という基礎ができた。あれほどまでに我々が訴えをした生活保護について、地方側を認めた。そして、あれほどまでに国債の対象だと言って拒否をされ続けてきた施設費の補助金について風穴が開いたというのは、私は、今回の一連の動きの中で良かった点、評価される点だと思う。ただ、課題として残るのは、地方の自立度を高めたい、自由度を高めたいということであって、補助金を通ずる国の関与というのを出来るだけ小さくしたいという主張である。これは終始一貫している。補助率を下げて、国の関与の余地を残すというのは、いささか趣旨が違う。そういう意味で私はいささか課題が残ったなと思う。ただ、これほど厳しかった生活保護について、それを地方が一揆をして、県と市町村あげて反対をした結果として、阻止しえたということは私なりに大きいと思う。この地方の力というものをこれからも維持して、色々と分権に関わる大きい課題というのはまだまだある。今回の生活保護を通ずる地方の結集力を糧にして分権を勝ち取っていきたい。この歴史は、非常に長い歴史が続くわけで、せっかくの灯は絶対に消してはいけない。この大きい試練の一つを超える事が出来た。

G社

先程、総理のリーダーシップを評価していたが、郵政民営化と違って、決して総理が直接色々なことを言ったりする場面は多くなかったと思うが、どういところで総理のリーダーシップを感じたのか。

今回地方の意見を尊重する形で生活保護は入らず、施設整備は入ったが、一方で、言葉が悪いが、恩を売って地方交付税に切り込んでくる観測もある。その点について。

麻生全国知事会会長

総理大臣の態度には全くぶれがなかった。非常に簡潔な言葉ではあるが、「地方案を尊重する。」とこれを繰り返し主張していた。最後の最後までその観点から行動をされていると思う。その行動が見える形であったか、そうではなかったか、必ずしも私ども全体を把握している訳ではないが、やはり総理が地方案を尊重し、地方が嫌がることをしないというのは非常に大きかった。

2 番目に、恩を売って、地方交付税をどうのこうのしようというように考えているかどうかは分からない。地方交付税は平成 18 年度までは確保することになっているけれども、これがきちんと実行されることが大事であり、今後の予算編成課程において、この約束が守られていくようにしていく。

B 社

山出会長と山本会長にお伺いしたいのだが、施設整備費の税源移譲の割合が事業費の 50% ということで、この割合の評価について。

山出全国市長会会長

非常に形式的な論議に終始したわけである。そういう中で、確かにそのような割合があるわけだが、一步前進したかな、風穴を開けることができたかなと、これをさらに他の施設に及ぼしていきたい。これから色々な課題があると申し上げたが、この施設整備の問題もあるし、こうした事柄については、我々が生活保護で示した結集力をこれからの色々な課題にぶつけていきたい。ある意味では、やはりやれば出来るという一面もあるので、決して楽観はしていないけれども、みんなで力を合わせていきたい。

山本全国町村会会長

単純に考えて、これとこれを廃止して一般財源化したから、その比率に応じてやってるところが、たくさんというやり方はしてもらいたくないし、しないと思う。3兆円の税源を地方に渡すから、それは地方の全体の新たな財源として生まれてきたわけだから、この配分については、我々のものであるので十分協議をして、最も妥当な方法を考えていかなければならない。同時に国側にもよく理解をしていただいて、問題が起こらないようにしていただくことこそ、三位一体の改革の本旨であると思う。その趣旨にはずれないような税源の分配をすることが大事である。その辺の話はまだしてない。

ようやく今日ここまで来たので、これから全国知事会長や全国市長会長にお願いをしてどうするかの話し合いをする。3兆円の財源は地方全体の財源であるので、それをどのように配分していくかについては、それぞれの条件があるので、その条件の整備を国側の方でやっていただいて、それに合致させて配分

をしていくというやり方にしていきたいと思う。

H社

生活保護について、データ報告の停止はどうするのか。

麻生全国知事会会長

それはもう必要なくなった。

以上